

平成 18 年 12 月 14 日
改訂 平成 23 年 06 月 17 日
印刷インキ工業連合会

リサイクル対応型 UV インキの暫定業界基準と運用について（改訂）

印刷インキ工業連合会は平成 18 年 3 月発行の財団法人古紙再生促進センターと社団法人日本印刷産業連合会による「古紙リサイクル対応型シール・UV インキの標準試験法確立と評価基準設定に関する調査報告書」に基づき、リサイクル対応型 UV インキの業界暫定基準を定め、運用してきた。また、新たに開発された省エネルギー対応型高感度 UV システム（LED システム、ハイブリッド UV システム、省エネ UV システム）用の高感度 UV インキについても、リサイクル対応型 UV インキとして運用できるように標準試験法の一部を改訂した。

<記>

下記基準を満たす UV インキをリサイクル対応型 UV インキとする。

1. 基準

1) 標準試験法

「古紙リサイクル対応型シール・UV インキの標準試験法確立と評価基準設定に関する調査報告書」の標準試験法とする。（別紙参照）また近年実用化された省エネルギー対応型高感度 UV システム用の高感度 UV インキについては、平成 23 年 3 月発行の「リサイクル対応型印刷物製作のための印刷資材調査及び普及促進に関する調査報告書」*の図表 2-7 に示す〔付則〕を現行標準試験法に追加する。

*：財団法人古紙再生促進センターが社団法人日本印刷産業連合会に委託した「平成 22 年度リサイクル対応型紙製商品開発促進対策事業」の報告書

2) 評価基準

標準試験法による 1 回の試験で測定されたダート面積が、 $1,300\text{mm}^2/\text{m}^2$ 未満（ $20\text{mm}^2/154\text{cm}^2$ 未満）であるものをリサイクル対応型 UV インキとする。

2. 運用

印刷インキ工業連合会会員会社は、上記「1. 基準」の 2) の評価基準を満たした製品を、リサイクル対応型 UV インキ適合品とすることができる。

なお、標準試験法に用いる試験機器で、構造および性能に関する仕様が標準化されていないスキャナー等については、当面、富士工業技術センターで使用したものを標準とする。

以上